

沿岸広域振興局長告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月8日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310200340	かあむ	宮古市崎鞆ヶ崎第4地割1番地42	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日

2 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310200340	かあむ	宮古市崎鞆ヶ崎第4地割1番地42	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日
0310200357	らいず	宮古市崎鞆ヶ崎第4地割1番地42	社会福祉法人若竹会	〃

3 施設入所支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310200340	かあむ	宮古市崎鞆ヶ崎第4地割1番地42	社会福祉法人若竹会	令和4年4月1日